

○特別休暇

・概要

- (1) この休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇とする。
- (2) 人事委員会規則で定める特別休暇については、人事委員会規則でその期間を定める。
- (3) 特別休暇の種類。
 - ① 産前産後休暇
 - ② 妊娠障害休暇
 - ③ 妊産婦健診休暇
 - ④ 通勤緩和休暇
 - ⑤ 育児休暇
 - ⑥ 子育て休暇
 - ⑦ 忌引休暇
 - ⑧ 短期介護休暇
 - ⑨ その他の特別休暇

・関係法令等

- (1) 労働基準法 第65条、第67条、第68条
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第19条
- (3) 福島県教育庁等に勤務する職員の休暇等に関する取扱要領 第4
- (4) 市町村学校管理規則
- (5) 検疫法 第16条
- (6) 感染症法 第44条

・事務処理

時 期	処 理 内 容
申 出	職員は、事前に「休暇（欠勤）願」を校長に提出する ※ 必要に応じ、内容を確認できる書類を添付すること ※ 校長の場合は、市町村教育長に提出する
承 認	校長は、理由を確認し、承認する
処 理	出勤簿等、関係書類の記載整理をする
保 管	関係綴りに保管する

以 下 余 白